

総 会 議 事 録

令和 2 年 12 月

令和 2 年 12 月 10 日 (木) 開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和2年12月10日(木)
開 会 午前9時35分、閉 会 午前9時53分
場 所 宮津市役所 第5会議室

農業委員

出席 宇野 由美子、久保添 公哉、関野 掲司、宮崎 健治
宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、吉田 進
細井 康、石田 弘司

11名

欠席 今中 睦美、和久田 二三代、小山 有美恵

3名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、平野 信也、糸井 久和、和田 隆
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

9名

欠席 宮前 善有

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
日程第3 議案第36号 非農地証明交付申請の承認について

〔関野会長〕 皆さんおはようございます。

ただ今から令和2年12月定例総会を開催いたします。昨日は視察研修を実施しましたところ6名ではありましたが、参加いただきました。委員の皆さんにおかれましては何かとお忙しい中、御苦勞様でした。半日ではありましたが有益な研修ができたものと考えております。推進会議で報告をいただくようですが、感想を聞かせていただきたいと思います。さて皆さん既に御存知のようにこの3週間ほどでコロナの感染者が増えてまいりました。感染されました方、また家族の方にはお見舞いを申し上げます。市の職員の皆さんについては濃厚接触者

のPCR検査や検査の結果が陰性でありましても自宅で待機していただくなど可能な限りの対応をしているところでもあります。ただやはり油断はできませんので皆様には引き続き感染防止に御協力をいただきたいと思っております。また本日も大人数ですので時間が長くないよう円滑な議事に御協力をお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の出席者は24名中20名です。欠席は今中委員、和久田委員、宮前委員、小山委員の4名です。荻野委員については少し遅れて来られると聞いております。農業委員の出席は過半数を満たしておりますので総会は成立いたします。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。松本委員、吉田雅典委員をお願いいたします。

次に日程第2 議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。資料の3頁を御覧ください。議案第35号です。農地法第5条に係る許可申請の意見について、下記の申請により農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。

農地の所在は大字日置小字石ノ坪※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※様、譲受人は※※様です。転用の目的は露天駐車場とするためです。

具体的場所につきましては、4頁に地図を添付しております。位置的には世屋川から養老方面へ行った所で、日置の※※様の海側に当たります。

次の5頁に現地

の写真を添付しております。赤枠内が該当する農地となります。上段の写真で左端に写っております、フェンスと奥の家屋が※※様の保養施設でございます。テニスやバスケットボールができる施設が備わっております。

今回の申請によりましてこの保養施設に付帯する駐車場を整備する計画となっております。

次の6頁に本案件に係る意見書を添付しております。申請に関わる土地の地区、事業計画、農地の区分を確認しております。また、意見書の中ほどにあります適当の文字に丸囲みしてある1番の農地の区分と転用目的のところですが、2番の資力及び信用については金融機関発行の残高証明で確認を取っております。また汚水などの排水対策につきましても施設の排水溝へ排水することで対応することを確認しております。議案第35号に係る説明は以上となります。御審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連しまして、担当委員の吉田進委員から補足説明をお願いいたします。

〔吉田進委員〕 見てもらったとおり、現在周りには田んぼここ一枚しかありません。周りは既に保養地の施設になっておりまして農業をするような環境ではないということです。たまたま私が作っていた田んぼですが条件も決して良いとは言え

ない場所でした。駐車場であれば問題ないかと思えます。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第 35 号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第 35 号については承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 35 号については許可相当の意見を京都府へ提出します。次に、日程第 4 議案第 36 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 失礼します。資料の 7 頁を御覧ください。議案第 36 号です。非農地証明交付申請の承認について、下記の申請人により非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。3 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字由良小字濱頭※※、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※様ほか 2 名で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては昭和 45 年以前から住宅が建っているため耕作をしていないということです。

次 2 番です。土地の所在につきましては大字由良小字濱頭※※、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※様で※※にお住まいです。非農地の事由につきましてはこちらも昭和 30 年 4 月 20 日から住宅が建っているため耕作していないということです。

次 3 番です。土地の所在につきましては大字宮村小字辻町※※ほか 1 筆、登記地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※様ほか 3 名で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては平成 11 年 3 月 4 日に店舗建物が新築されてから耕作していないということです。この店舗といいますのは※※でございます。

具体的場所につきましては 8 頁及び 9 頁に地図を添付しております。8 頁ですが 1 番から 2 番の場所を示しております。位置的にはいずれも国道 178 号線沿い、1 番は市役所から見ますと由良地区公民館の手前、2 番は同志社中学由良臨海学舎の敷地に隣接した場所となっております。次に 9 頁を御覧ください。3 番です。位置的には宮村の※※の向かいの※※でございます。

次の 10 頁に現地写真を添付しております。いずれも赤枠で囲まれた土地が申請地でございます。上から 1 番ですが、申請事由のとおり現在も住宅が建っております。この土地の所有者で住んでおられる方は、写真の左に写っております申

請地の隣の土地の所有者でございます。当時この隣の土地の所有者の方が認識を誤り今回申請の土地に無断で住宅を建ててしまい、現在に至ったということです。次2番です。こちらも申請事由のとおり現在も住宅が建っております。現在は空家となっております。宮津市の空家登録の手続の中で土地の登記地目が畑である事が判明し今回の申請となっております。一番下の3番です。写真のとおり現在も店舗が建っております。当時土地の※※様ほか3名と※※との間で賃貸契約が交わされ平成11年には現在の状況となっております。本来ですと農地につきましては着工前に5条の転用許可を受ける必要がありますが、いずれも無許可で受けていないことから違法転用と判断されます。この件につきましては農地転用が京都府の許可権限となりますので、京都府丹後広域振興局へ報告しましたところ、「事案の発生が20年以上経過しているため、遡って転用申請することは現実的ではない。また時効ということも考えられる。今回その当事者が該当農地について非農地証明を申請していることから始末書の提出を求めた上で、非農地と承認することが妥当であると考え。」との回答がありました。つきましては土地の所有者代表の※※氏と土地を賃借して主体的に店舗を建築した※※へそれぞれ始末書の提出を求め今回の議案にお謀りすることとなりました。

議案第36号に係る説明は以上となります。御審議の上可決賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連しまして担当委員から補足説明をお願いいたします。1番、2番については山田委員、3番につきましては久保添委員よりお願いいたします。

〔山田委員〕 1番、2番につきましては8頁の資料を御覧いただいたとおり、国道178号線沿いです。本来ここは国道に変わる前は旧道、その下にもう一つ地図上で横に同じように沿った道があると思いますが、これが本来の本通りでございます。昭和30年頃に上に新しい道ができて、その関係で、ここが全部ほとんど畑だったが増築されたところが農地の上に家が建ってしまったということです。国道の移動によって住宅地が上側に増えていったということで、現状、農地のところに申請せずに宅地が建っているのがかなり由良では多く散見されると聞きます。ですから今後もこういう形で出てくることが多いと思います。

なぜこのようなことになったかという地籍調査がありますね宮津市に、その件でそういうことが分かってきたり、空家登録の関係、先ほど説明がありましたが、分かってきたりという事になりますので、まだ今後いろんなことで出てくるかもしれない。現実がこの状態で申請されておりますので認めざるを得ないと思います。

〔関野会長〕 次に久保添委員お願いします。

〔久保添委員〕 3番の事案ですが、現地は写真のとおり現在も※※の店舗が建って

おります。そのため現状では耕作することは不可能です。農地にこのような建物ができた経緯についてはかなり問題があると思いますが、現状を申し上げますと農地ではございませんので非農地であると判断させていただきました。酒井さん何か補足ございますか。

〔酒井委員〕 私の住んでいる地区で※※氏とも親しくしているわけですが、平成11年か平成10年に※※氏のお父さんが亡くなられて、この※※氏含め子供たちは※※や※※におられるということで、お母さん一人残られた。その中でこの※※の話が出てきて、お母さんにまかせっきりであったということです。※※がどう間違ったのか申請手続をせずに店舗を建ててしまった。本人も課税台帳は宅地になっているので、何とも思わずに今回までいたということです。聞いてみますと、※※が酒を販売するので、それに伴ってここが農地のままだということが発覚したと、経過としては聞いております。ただ、周囲はみんな宅地化しておりますのでやむを得ないかなとは思っています。以上です。

〔関野会長〕 それではこれより議案第36号につきまして質疑に入ります。質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので議案第36号につきましては承認してもよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは36号については承認いたします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後のページに先の役員会で行われました先決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 堀 野 揚 司

委 員 松 本 聡

委 員 吉 田 雅 典

記 録 者 小 西 正 樹

